

京都福祉サービス協会 介護福祉士実務者研修 受講料割引制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 京都福祉サービス協会（以下「協会」という。）が実施する介護福祉士実務者研修受講料の割引制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護福祉士を目指す介護職員に対して、幅広く研修の受講機会を提供し、もって地域における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(制度の詳細)

第3条 制度の詳細（対象者、内容等）については、以下のとおりとする。

(1) 修了者割引

協会主催の介護員養成研修修了生対しては、受講料（税抜料金）から受講料（税抜料金）の3割に相当する金額を割引する。

(2) 紹介割引

協会主催の介護福祉士実務者研修修了生又は受講生から紹介を受けた者に対しては、受講料（税抜料金）から受講料（税抜料金）の3割に相当する金額を割引する。

(3) 推薦割引

学修意欲が高く、学業を確実に修了できる見込みがあると、勤務する事業所（施設）の長から推薦を受けた者に対しては、受講料（税抜料金）から受講料（税抜料金）の3割に相当する金額を割引する。

(手続)

第4条 受講料割引制度を利用する場合は、「介護福祉士実務者研修受講料割引制度申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、協会人材研修センターに提出するものとする。

(虚偽の申請に対する措置)

第5条 それぞれの割引制度において虚偽の申請があった場合は、その事実を確認してから1週間以内に「割引した金額」を納めることをもって、引続き研修受講を認めることにする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、受講料割引制度の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

この規則は、令和元年7月1日から施行する。